

南部町社会福祉協議会
制服リユース事業実施要綱

(目的)

第1条 南部町社会福祉協議会の管理・運営にもとづき、学校の使われなくなった制服のリユース（以下、事業という）を行うことで、保護者の負担の軽減を図るとともに、制服の利活用を促進し、子育て支援の一助とすることを目的とする。

(制服)

第2条 制服提供は、本事業に理解を示した譲渡者（個人・団体）の協力により行うものとする。

(譲渡)

第3条 制服を譲渡しようとする者は必要のなくなった制服の利活用を目的として本会に制服を譲渡する。

(対象者)

第4条 対象者は、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 町内の中学校に通う予定のある又は現に通っている児童・生徒のいる保護者で制服の購入に困っている者。
- (2) 高校進学予定がある又は現に通っている生徒のいる南部町在住の保護者で制服の購入に困っている者。
- (3) その他、南部町社会福祉協議会会長（以下、会長という）が特に必要と認めた者

(申請)

第5条 対象者がこの事業を利用しようとするときは制服リユース事業の利用希望を本会に申し出る。

(支援の決定)

第6条 会長は、前条の申し出により、提供が適当と認められた時は速やかに制服を選定し提供するものとする。ただし該当する制服がなかった場合はこの限りではない。

(受取)

第7条 制服の提供を受けた者は、別紙制服受取書兼誓約書に記入し、本会に提出しなくてはならない。

(その他)

第8条 本事業に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。